

【長崎県・長崎市・佐世保市・島原市・大村市・平戸市・松浦市・五島市】

建設リサイクル法についてのお知らせ

県は建設資材廃棄物の不法投棄、不適正処理をなくし循環型社会を目指しています。

この法律の11条に基づく国の機関または地方公共団体が行う対象建設工事については、今後次のとおり取り扱いますので、ご理解とご協力をお願いします。

**通知様式を3枚に変更し、提出方法をメールに変更します。
この変更は平成30年4月1日(日)から行います。**

※平成30年9月28日(金)までは移行期間とし、旧様式で持参による提出が行われた場合でも受け付けます。

※法10条に基づく届出は、従来どおり持参による提出が必要です。

様式

メール件名：建設リサイクル法第11条通知書【通知者機関名(例：長崎県〇〇振興局、〇〇市)】

メール本文：長崎県〇〇振興局〇〇課 御中 または 〇〇市建築指導課 御中

通知者名：

長崎県〇〇振興局〇〇部〇〇課

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、別表(様式1・イ、様式2・ロ)のとおり通知します。

(建設副産物情報交換システムを使用して作成する場合に記載)
(別表は以下のURLから確認してください。)

(例：<https://www3.recycle.jacic.or.jp/△△/×××××××.pdf>)

工事名：〇〇〇工事

工事場所：〇〇県〇〇市

工期(着工)：H00/00/00 (竣工)：H00/00/00

工事種類：建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの

(送信者情報：記載内容は任意)

~~~~~

長崎県 土木部 建設企画課 〇〇班 〇〇

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

TEL:000-000-0000

E-mail:000000@pref.nagasaki.lg.jp

~~~~~

添付ファイル：(建設副産物情報交換システムを使用して作成しない場合に添付)
ファイル形式はPDF。ファイル名は工事名。

